

### 近世八重山における耕地の水損と水利

得能, 壽美 / TOKUNO, Toshimi

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

35

(開始ページ / Start Page)

171

(終了ページ / End Page)

221

(発行年 / Year)

2009-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007269>

## 近世八重山における耕地の水損と水利

得能壽美

はじめに

近世の八重山に、首里王府が賦課した人頭税の穀物納分の上納物は、米であったといわれてきた。しかし、耕地の実態は八重山全体では畑地が多く、人頭税は帳簿上、石高を基準に布などの代納を固定化していったが、穀物納分は米と粟を基本にしていた。田畑を代表させた米・粟のレートは等価であった。このことは、「近世八重山の人頭税制における粟納」で検証し、全体的に近世の首里王府による税制上の上納物は地方の実態に即したものであったことを確認した（得能二〇〇七a）。なお、人頭税賦課については、生活をささえる生業に類する右のような労働の成果と、それとは異なる労働

を強いる上布などが賦課されている。<sup>1)</sup>

人頭税にこだわらず、八重山の農業に関する歴史的研究は、畑作について、植松明石「新城島の畑作」(植松一九七四)をはじめ、最近も増田昭子『雑穀の社会史』(増田二〇〇一)、中鉢良護「琉球列島の畑作農耕文化」(中鉢二〇〇五)、安溪遊地(編著)『西表島の農耕文化』(安溪二〇〇七)、賀納章雄『南島の畑作文化』(賀納二〇〇七)など、多くの成果がある。

一方で、稲作は信仰や祭祀に注目されることが多く、稲作農業そのものに関する研究はあまり多くない。まとまったものでは渡部忠世・生田滋(編著)『南島の稲作文化』(渡部ほか一九八四)や前掲(安溪二〇〇七)などがあり、安室知「西表島の水田漁撈」(安室一九九四)といったすぐれた成果もある。

環境論や生業論では、安室知『水田をめぐる民俗学的研究』(安室一九九八)や、小林茂『農耕・景観・災害』(小林二〇〇三)は、八重山研究においても指標となる重要な研究成果である。<sup>2)</sup>

こういった研究状況にあって、歴史史料による農業に関する研究は、(中鉢二〇〇五)など一部に成果がみられるものの、基礎的研究の蓄積があるとはいえない。小稿では、まず近世八重山関係史料にみられる耕地にかかわる「水損」という文言の意味を検証した。王府が布達した農事指導書である「農務帳」にみえる耕地の「水損」は、すでに指摘されて、現代の赤土流出問題などでもいわれるように、冠水による農作物の被害とは別の意味で使用されている(第一節)。小稿では、それに始まっ

て「農務帳」以外の史料にみえる「水損」に、河川にかかわる別の意味もあったこと（第二節）、さらに進んで、田方における水利の問題について史料からの検証を試みた（第三節）。

### 一 「農務帳」にみえる「水損」の意味

「農務帳」は、雍正一二年（一七三四）首里王府の農事指導書として蔡温らによってまとめられた（以下、蔡温「農務帳」）。これを現地の実態に合わせたものにするため、王府から八重山に派遣された検使が、八重山限定版「農務帳」をまとめている（喜舎場一九七五 三七九～三八〇頁）。ここでは、乾隆三三年（一七六八）「与世山親方八重山島農務帳」（以下「与世山農務帳」）、同治一三年（一八七四）「富川親方八重山島農務帳」（以下「富川農務帳」）の条項をたどりながら、「水損」という文言について検討してみる。<sup>3)</sup>

蔡温「農務帳」が第一（①―1）に田畑の地割について述べているのに対して、「与世山農務帳」が最初に心配しているのは田畑の「水損」である（与世山農務帳①―1）。

一、田島土留溝構、請溝・捨溝并畠いふ返し等之仕様大形有之候故致水損、地位<sub>茂</sub>漸々薄成行候様相見得候間、随分田畠仕付方水損無之様可入念事

「土留溝構」は降雨による田畑の浸食を防ぐための排水路。請溝も浸食を防ぐために傾斜面に平行

に設けた溝で、ここに流水を受けて、地下へ浸透させる。捨溝は、請溝に溜まった水を排水するため  
の溝。そして、そのような溝などに堆積した沈殿物を「いふ」といい、「いふ返し」は沈殿物（土壌）  
を耕地に戻すことをいう。

つまり、「与世山農務帳」(①—1)は、溝によって土壌浸食・流出を防いだり、流出し沈殿した土  
を元に戻すことをするために「水損」となり、「地位」(地味)も薄くなっていると指摘する。

約百年後の「富川農務帳」(①—1)では、

一、田島土留溝構、請溝・捨溝(溝)并畠いふ返し等不入念候而者、大雨之節泥土引流漸々地位  
悪敷相成、産物出来少、所中衰微之基候間、夫々之仕付方入念、水損無之様可致下知事

という。溝構えや「いふ返し」を入念にしなくては、「大雨之節泥土引流」されることから、地味が  
悪くなって産物の出来高が少なくなり、村が衰微するので、それらを入念にして、「水損」にならな  
いようにという。つまり「水損」は、「大雨之節泥土引流漸々地位悪敷相成」状態のことをいって  
いる。

「富川農務帳」||「八重山島農務帳」の語註において指摘されているように(新城一九八三a)、  
この「水損」は「普通は水害をさすが、ここでは水食すなわち降雨による土壌浸食をさす」のである。<sup>(4)</sup>  
以下、「水損」を右の解釈―土壌浸食・流出―によって、農務帳を再読していく。「与世山農務帳」

①—2は、次のようにいう。

一、地方致水損漸々崩増候所<sup>茂</sup>可有之候間、右体之場所<sup>者</sup>土水一所通行不仕様溝数多相構、兼而其用心可致置事

与世山親方は、当時すでに「水損」となって土地が崩れている所もあるので、そのような場所は土と水が一緒になって流れていかにように、溝を多く作って用心しておくことという（『蔡温農務帳①—5・富川農務帳①—4』）。「水損」は土地を「崩」すものであり、ここでは「土水一所通行」という。この文言は「水損」という状況<sup>＝</sup>土が水と一緒に流れて行くことを端的に表現している。

そして、「損地」になって「大損」になれば、修復に人夫が多くかかるので、「小破」のときに修復せよという（『蔡温農務帳①—6・与世山農務帳①—3・富川農務帳①—5』）。

いずれにしても、耕地と水の関係において、用水・排水の仕方や量、あるいは大雨や河川増水などによる冠水を心配するのではなく、田畑から水とともに土壌が流出することを最大の関心事にしているのである。

次いで「与世山農務帳」(①—4)では、

一、川原筋・溝筋左右ニあたん植付、損地無之様可致置事

と、田畑が「損地」にならない具体的な方策のひとつとして、川や溝の左右の岸に「あたん」(アダン)を植えるよう指導している（『蔡温農務帳①—9・富川農務帳①—6』）。アダンの植栽は川や溝(水路)の岸が崩れることを防ぐためだろうが、その被害の結果を「損地」といっており、作物の被

害ではなく、耕地にダメージがあったとみることできる（第二節参照）。

「与世山農務帳」①—5 〓 「富川農務帳」①—7 は後で紹介することにして、「与世山農務帳」第一条「地形（面）格護之事」の最後（①—6）では、

一、立形畠之儀、段々畦相立、又者畠内之堀坏与（ママ）有之候ハ、積廻、大雨之節土流不申様相計得候儀、可為肝要事

という。「立形畠」に対して、畔を立て、すでにある堀を利用して、大雨のときの土壌流出を警戒している。この条文は、蔡温「農務帳」や「富川農務帳」にはない。

ところで、「富川農務帳」は「与世山農務帳」①—1と①—2の間に、ふたつの条項を挿入している。そのうちひとつめの条では、

一、坂成・剥付諸作毛植蒔候而者土流落、本田畠之為不罷成候間、右之取締分ケ而可入念事

と（富川農務帳①—2）、傾斜地や丘陵地での耕作は土壌流出の原因となつて「本田畠」のために宜しくない<sup>3</sup>と警告している。こういった傾斜地などの畑を、「与世山農務帳」（①—6）では「立形畠」と称したのでらう。

「与世山農務帳」は、次いで、第二項「農事手入之事」になり、耕地の問題から離れて作物に関する条文が展開する。「富川農務帳」には「与世山農務帳」①—6に相当する条文がなく、

一、畠方取成土留いふ返溝捌方等、左之通取分可入念事

とあり（富川農務帳①—8）、畑地での土留めや「いふ返」、溝の作り方は、「左之通」にとりわけ入念にすることとして、「左」に五か条が続く。これ以前の叙述は全般的に起こる事態をいっていたが、以下では畑地に特化したことを述べようというのである。

これらの条文は、「富川農務帳」段階で、畑地についてさらに細分化していう必要が生じたことによるとと思われる。近世八重山の開発の歴史は、畑地⇨畑作優位に展開したと推測することができる。

「左」にある五か条の前に、「まわ地畠敷致様之図」として、畑の図を掲載している。「まわ地畠」はいわゆるマージ（真和地）土壌（赤褐色の瘦せた土壌）の畑のことで、その畑の作り様の図である（沖繩県立図書館史料編集室一九八九 四五八頁）。

五か条は、次のようにある。

a 一、水行曲折静成を順行と申、急ニ逆長サ之力と申、水損仕候

b 一、右通候間、真和地惣而大場之地敷二而候条、立長溝無之横溝相調、水曲折仕、水損無之様可相調候

c 一、右通横溝相拵、いふ水壺所々江相調水入曲させ、畠土遠ク持流シ不申、其いふ壺二取留、畠敷洗損無之様二可相心得候

d 一、畠敷平さかり無之様二、石并す、き・蘇鉄杯二而平敷二相調、薄地二不罷成様可相調候

e 一、土壇三、四尺以上、水落所者其所二水留壺、其高二応程比之大小相構、大小之落所者二重・



三重之水溜、腰おね相立、其上近所<sup>者</sup>す、き植付、水静取止乱行無之様第一可相調候

但、ちやかる敷<sup>二</sup>茂右同断可相心得候

aは、水の流れが「曲折」して静かに流れることを「順行」、流れが急だったり、逆流したり、長く直流するのを「力」といい、後者の場合に水損が起こるとする。

同治三年（一八六四）八重山各村の風水見分結果をまとめた「北木山風水記」に、

一、村中直路、其前地勢卑下而水急流不吉、宜見其高低又従陽数而築或三階、或五階、以流去、乃其水稍緩而無急流之妨為吉

とあり、水は高低をみて段差をもうけて、緩やかに流れるようにするほうが宜しいといている。右は石垣島新川村についての条文だが、どの村でも水が急流するのを嫌っていて、風水の観点からも水は「順行」したほうがよかった。そして、aに則していえば、「力」のような水の流れが水損を招くのであるから、この水損もやはり土壤流出をいっている。

bは、aのような理由によって、広大な面積になるマージ地帯では、排水溝は傾斜に沿った「立長溝」ではなく、等高線に沿った「横溝」を設けるといい、そうすれば水が「曲折」して「水損」（浸食）はないという。横溝は、曲折しなければ流下できないのだが、その流れは穏やかであり、浸食は少なくなる。

そのうえ、cでいうように、横溝の所々に「いふ水壺」（流土の沈殿槽）を作って水を「入曲」さ

せれば、畑の土が遠くに流れないようになる。続いて「いふ水壺」に土が沈殿すれば「畠敷洗損無之様」というのは、直接の因果関係ではなく、土が遠くに流れなければ「いふ返し」作業は楽になり、その結果として「畠敷洗損無之様」になるのだろう。

dにおいて、先の図を参照する解説になる。「畠敷平さかり無之様」は「畑地に平面と傾斜面の不着ろいが生じないように」という意で、広い面積になるマージ畑において、一筆を小さく区切り、石を積んだり、ススキ・ソテツを植えて一筆ごとに平坦にしなさいというのである。こうすれば、土が流れることが少なくなり、痩せ地にならないというのであろう。<sup>6)</sup>

一筆ごとに平坦にしても、全体の風景としては緩やかな段々畑になるだけで、やはり排水は考えなくてはならない。畑地面を平坦にすることと、先に述べている「順行」という排水の流し方によって、土壌浸食・流出を防ごうというわけである。

eのいう「土壇」は「流水を防ぐための土塁」といわれ、それを三、四尺以上というのは、高くしようといっているのである。一筆ごとの畑の壇では高すぎるようなので、堤防のようなものだろうか。<sup>7)</sup> 「水落所」は、溝の「曲折」している部分のことだろうか。しかし、そこに「水溜壺」を設けるといふのは、溝であるならすでに「いふ水壺」といっているもので、溝ではなく、「土壇」からの流水、一筆の畑からあふれた流水などが想定できるが、よくわからない。いずれにしても、水が流れる場所に貯水槽を設けて、ススキを植えて水の勢いをそぎ、氾濫しないようにという。

eの但し書きのように見える「但、ちやかる敷<sup>二</sup>茂右同断可相心得候」は、「ちやかる敷」(ジャール土壌の土地)でも、右と同じように心得なさいといっており、「富川農務帳」①—8全体にかか  
る但し書きとみることができ。

以上、蔡温「農務帳」「与世山農務帳」「富川農務帳」を通じていわれている「水損」は、河川の氾  
濫などによる冠水の被害ではなく、雨水の流水による土壌の浸食と流出の意であった。<sup>6)</sup>まさに、「地  
面格護之事」である。

## 二 その他の史料にみえる「水損」と水害

ここでは「農務帳」以外の史料にみえる「水損」の事例をみる。まず、前節の理解と同じ意味で使  
用される「水損」と、同時にいわれる水害についての事例をみよう。

農務帳ともリンクする王府からの布達文書である咸豊七年(一八五七)「翁長親方八重山島規模帳」  
(No.214)に、

一、島方土留いふ返し溝捌方無之故、大雨之節致水損候上、水乗越作毛相損、漸々地位<sup>茂</sup>薄可相  
成候間、夫々無手拔仕調させ候様可加下知事

とある。畑の土留を作ったり、「いふ返し」をしないと、大雨による「水損」(＝土壌浸食)が起こり、

そのうえ「水乗越作毛相損」は冠水によって作物に被害がでる。そのあとの地味劣化は、土壤浸食に起因するとみることができる。つまり、畑の手入れを充分にしていないと、前節でみた「水損」に加え、冠水による「作毛相損」ことがあったのである。

この例はあまりみられないが、咸豊四年（一八五四）沖繩本島の「恩納間切締向条々」に次のようにある（沖繩県立図書館史料編集室一九八九 五六五頁）。

一、本地田畠之内毛又ハ水損ニテ捨置候所段々有之由、甚以不可然事候条、当年ヨリ先、屹卜年賦ヲ以夫々之捨地明開、水道捌直令順作、田地奉行春秋廻勤之節可入見分事

「毛又ハ水損」は、「毛損」（作物相損）と「水損」（土壤浸食）をいっており、やはり二種類の水害があった。

八重山では、この二種類の水害が、同時に、一瞬に起こったことがある。乾隆三六年（一七七一）明和津波である。石垣四か村を例にすれば、田畑への被害は新川村と登野城村にあり、新川村でいえば、「土地被引流石原<sup>二</sup>而、当分作地不罷成」畑が五町八反余、同じく「土地被引流石原<sup>二</sup>成、作地右同（当分不罷成）」田が二反九畝あったと報告している（大波之時各村之形行書No.29）。田畑の土壤が流出して「石原」となり、当分の間、耕作ができないのだが、この状況は津波の引き波によって生じたとみられ、前節でみた「水損」である。

一方で、津波による作物損、つまり海水を被って作物に被害が出ている。先と同じ新川村を例にす

ると、畑方の作物損は五九町二反に、田方の作物損は七町七反六畝にあった。

この津波の被災耕地については、乾隆四〇年（一七七五）になって、「田地貳拾六万八千九百拾九坪／外、貳拾（万カ）八千二百拾五坪 大波之時損地、御檢地帳表 六拾四町六反八畝拾八歩」とあり、「損地」といわれている（御手形写拔書No.10）。

以上のように、近世の八重山における耕地にかかる水害は、土壌浸食・流出と冠水による作物被害のふたつがあったが、史料上の文言として冠水による被害を「水損」とする事例はみあたらないようだ。

次は、前節とは異なる意味をもつ「水損」の事例である。まず、康熙四一年（一七〇二）八重山の在番・頭から王府への上申書に、次のようにある（参遣状拔書No.65）。

一、川原水損之砌、一年ニ老兩度ツ、上納地并私田所持之者不殘罷出候得ハ、半日ニも可相済之  
 処、一人ニ<sup>而</sup>神酒老升ツ、作り持参、其上人数之内ハ賦魚鰼取肴仕、終日徒ニ隙を費、結句  
 慰之様ニ仕由致風聞候間、堅法度申付候、川原水損之節ハ田ふさ<sup>ハ</sup>申出候ハ、世持ニ<sup>而</sup>夫  
 丸相考役人<sup>江</sup>引合拵候様ニ申付候、左候<sup>而</sup>田応大小可割懸事

史料上、「川原」は河原ではなく流れる川（河川）のことなので、「河原の水損」ではなく「河川の水損」である。しかし、内容は田の所有者が問題となっていることから、耕作にかかわることである。

次いで、乾隆三〇年（一七六五）八重山役人らから王府への上申書に、次のようなものがある（参

遺状拔書 No.174)。

一、白水川・おないら川・ひのす川・わきな川ノ四ヶ所之儀、四ヶ村構之地方故、水損之刻小役夫<sup>二</sup>而連々修甫仕候故、余村ノ致難儀申候

石垣四か村が管轄する「川」について、「水損」のときに四か村からの夫役によって修補するといふ。「川」は「四ヶ所」ということから湧水をいっており、河川とはいえないが、広い意味で用水にかかわる水場の「水損」としてとらえることができる。

咸豊七年(一八五七)「翁長親方八重山島蔵元公事帳」(No.190)には、

一、大地・離々川原筋見格護方之儀、杣山・耕作下知役構ニ可致候、若水損有之候時<sup>者</sup>、下知役人共村役人・筆者出合修甫入目相考、惣主取引合之上可致事

大地(石垣島)・離々(離島)の「川原筋」管理は杣山・耕作下知役の所管で、もし「水損」があれば彼らが村役人らと修補費用を相談し、惣主取に照会したうえで修補するという。これも「河川の水損」をいっている。<sup>10)</sup>

以上の「河川の水損」については、当然ながら河川修補、あるいは河川改修という方向に命令がいく。こういった河川を管理し改修することを「川原捌」といい、乾隆五年(一七四〇)に、

一、名蔵川原捌候事、川原捌之儀、是ノ始ル

但、在番平安座親雲上、島袋筑登之親雲上・西平筑登之親雲上、頭大浜親雲上主取、白保与

人・川平与人・慶田城与人・平得与人・保里与人・名蔵与人、大筆者、筆者之儀太分有之候とあり（八重山島年来記 No.706）、八重山の河川改修は名蔵川に始まるといわれる。この工事については、喜舎場永珣が右にみえる島袋筑登之親雲上と大浜親雲上（宮平長延）の事績を詳細に記しており、名蔵川・白保川・作原（佐久原）川の治水工事が行なわれたという（喜舎場一九七五 二三一～二三二頁）。

その後も名蔵川の改修は行なわれている。道光十一年（一八三二）王府で「水道捌様稽古」をした豊川仁屋の一連の史料がある（長興姓世系図〈小宗 五世善盛〉）。

〔楷書〕同（道光）十一年辛卯、於 王府為水道捌様稽古呈請賞給旅之功劳、其書如左  
〔草書〕

本文稽古之詮相立候ハ、吟味之上何分可被申越候、以上

卯九月

読谷山親雲上

喜舎場親方

八重山島／在番

口上覚

恐多御座候得共申上候、当島川原之儀大雨節々致逆流修甫旁二付<sub>而</sub>島中至極迷惑仕事御座候付、山林并竹木仕立、川原捌様稽古仕度願望有之、去年上国自分之願書二頭石垣親雲上次書を以願出、滞在二<sub>而</sub>豊川里之子親雲上<sub>江</sub>相附稽古仕、田地御見廻之砌<sub>茂</sub>御供二<sub>而</sub>国頭方罷通、現在之所迄致

見分稽古方相濟掃帆仕、猶又去年<sup>茂</sup>崎山与人從内<sup>二</sup>而上国渡名喜親雲上<sup>江</sup>相附伝受掃帆仕候付、於島二川原係り被仰付、此程方々致見分候処、名蔵川原之儀捌様不宜候哉、年々水損<sup>二</sup>而修甫夫之費及多分候二付、絵図相調、此節大筆者慶田城筑登之<sup>江</sup>相附持登、不審之所委伝受相遂置申候、依之奉願候儀御成合之程如何敷恐入奉存候得共、不身帶之者自分造佐を以度々上国稽古仕候次第別段之御取分を以、何卒上国老度之勲功取持被仰付被下度奉願候、此旨何分<sup>二</sup>茂宜様被仰上可被下儀奉願候、以上

卯九月

八重山島故耕作筆者豊川にや嫡子

豊川にや

右願出之通專島用相立申度所存<sup>二</sup>而物入<sup>茂</sup>不願度々上国稽古仕候次第誠二殊勝之者<sup>二</sup>而、心之及指南仕置申候間、願通被仰付被下度奉存候、以上

卯九月

豊川里之子親雲上 渡名喜親雲上

右願出之通年々水損有之島中迷惑<sup>二</sup>仕事御座候処、氣を附山林・水道法式稽古仕候次第、別段之御取分を以何卒願通り御達被下度奉存候、以上

卯九月

八重山島頭足／西表首里大屋子

(中略)



〔楷書〕同（道光一三年辛巳）年奉 憲令為山林並竹木仕立川捌稽古事呈請賞給旅之功劳、其書

如左

〔草書〕

本文申越通被仰付候間、其首尾方可申渡候、以上

巳九月

安室親雲上 安谷屋親方

八重山島／在番

覚

八重山島故耕作筆者豊川にや嫡子

豊川にや

右者事上国之上山林并竹木仕立、川捌様致稽古、師匠次書を以願出之趣有之、帰島之上其詮相立候ハ、何分可申上旨被仰下趣奉得其意、吟味仕候得共（者力）稽古之詮相見得、且其類之者勲功被成下候先例<sup>茂</sup>有之事御座候間、願出之通上国老度之勲功被成下度奉存候、此段御問合申上候、以上

巳四月

八重山島頭 同

大浜親雲上 宮良親雲上

同 同在番筆者

石垣親雲上 佐久真里之子親雲上

同 同在番

佐久川筑登之親雲上 湊川親雲上

豊川仁屋には、八重山の河川は大雨のときに逆流するので修補をしなくてはならず、島中で迷惑しているので、山林・竹木仕立て、川原「捌様」の稽古をしたいという願望があった。そこで上国して学び、八重山で「川原係り」として所々を見分したところ、名蔵川の「捌様」が悪く、年々「水損」があるので修補の夫役費用が多分にかかるといっている。

この「水損」は、その後続く「修甫」が何を修補するかによって意味が変わってくる。微妙なところだが、当人が河川の「捌様」を学んでおり、「水損」に田畑など耕地のことが記されていないことから、ここでも「河川の水損」といってよいだろう。

ほかの地域では、渡名喜島の例が、註6に引用したうち、gが田畑にかかわる「溝」に「水損」があれば修補するようにいっている。なおfは、田畑にかかわって通している「小川原」について述べていて、そこでの耕作が問題になっているようで、不分明な点もあるが、「川面破損」のときの修補についても述べている。

川面ではなく川筋が破損するという言い方は、王府田地奉行の「田地奉行規模帳」（嘉慶一四年）にある（沖縄県立図書館史料編集室一九八九 一四二頁）。

一、諸閭切・諸島川筋破損出来候ハ、田畠相損別而百姓之痛ニ相成事而、川筋捌方之儀当座職分ニ被仰付候間、右之法深致伝度居、相弱候所ハ則々加修補、尤捌方丈夫ニ無之修補ケ間數有之候而ハ、百姓手隙ヲ費痛之基ニ可成立候間、能々相糺シ申出之上大破ニ及ハサル内捌直シ候共、百姓ノ痛不能成様入念可相勤事

というもので、「川筋破損」は「田畠相損」になり、「川筋捌方」は田地奉行所の職分なので、きちんと修補しなさいという。

以上みてきたように「河川の水損」は、農業用水となる河川の損壊を意味しているようだ。道光二年（一八四一）大宜味間切の「耕作下知方并諸物作節附帳」に、「大雨ふり候時、田畠并川面又者道筋水損有之」とあるように、大雨が降ると田畑・河川・道路に「水損」が生じたのである（沖縄県立図書館史料編集室一九八九 一五一頁）。

第一節で紹介した「与世山農務帳」①―4で、川や溝の岸にアダンを植えて、その決壊を防ぐよういわれているのは、右の文脈で理解することができる。しかし、川や溝の決壊の結果を「損地」としているのは、作物の被害ではなく、耕地にダメージがあったとみることができる。「与世山農務帳」が八重山に布達された翌々年の乾隆三五年（一七七〇）に八重山の与人・目差らがまとめ、在番や頭らが認めた「諸村所役公事帳」に、

一、大風・大水・地震之時、耕作筆者之儀、田ふさ召列田畠并猪垣・宿道・原屋見届、損所有之

候ハ、仕口委細相記現夫人を以條(修)甫致惣取<sup>江</sup>方首尾可申出事

附、田島損所之儀、役人・筆者立合致見分夫人高式拾人迄ハ主々<sup>江</sup>弁申付、其上之夫人<sup>者</sup>訴を以御吟味之上三度夫<sup>二</sup>而も條(修)甫可相加也

とあり、ここでの文脈に限れば、「大水」によって「田島」に「損所」が生じている(沖縄県立図書館史料編集室一九九一 二三三頁)。大水は必ずしも河川の決壊を招くものではなく、地震によっても河川の決壊は起こりうる。どちらともとれるのだが、「損所」を「條(修)甫」しなくてはならない事態は、被害は作物ではなく耕地に生じていると読んでよいだろう。

### 三 近世八重山における農業用水の確保

前節でみた治水工事は、耕地や作物を守るとともに、農業用水を確保することにもなる。農業用水の確保は淡水の確保であり、それは飲料水という重要な用水確保に通じる。近世八重山での新村設立の要件に、王府は耕地と飲料水の確保を重要な点として掲げている。たとえば、雍正一〇年(一七三二)に創建を認められた石垣島の野底村・桃里村、西表島の高那村を例にすると(球陽No.956~958)、

野底村 川平村属地に一曠野有り。名づけて野底と叫ぶ。泉甘く土肥え、宜しく五穀を種うべし。  
黒島の民人、往来には舟を用ひ、田を耕し地を鋤き…

桃里村 一曠野有り。名づけて多宇田と叫ぶ。泉甘く土肥え、宜しく五穀を種うべし。五村の百

姓、尽く此の地に往きて耕鋤し…

高那村 古見・西表両邑の間に、茫々たる曠野有り。名づけて由珍と叫ぶ。泉甘く土肥え、宜し

く五穀を種うべし。且繋船の港有り。宜しく村邑を建つべきの地なり。小浜村の百姓は、  
 尽く由珍の地に頼りて、以て耕鋤を為して食営するを得たり…

と定型的である。「泉甘く」は辛い海水ではない淡水が得られるということ、一般的には飲料水だが、「五穀を種う」ことを可能にする農業用水でもあるようだ。<sup>11)</sup>

沖繩本島では、乾隆初年の大支配（元文検地）に関連して河川改修工事が行なわれている。のちに八重山在番となって王府が達する規模帳・公事帳・例帳を整備した首里士族・野村里之子親雲上は、乾隆元年（一七三六）に国中の河川改修にかかわる「学水理之職」に任じられ、同五年決川奉行に「再任」された。野村は、同年中に南風原・知念・具志川・越来の各間切で一〇河川を改修、同六年中に恩納・名護・大宜味・国頭の各間切で九〇の河川の流路を定め、西原・大里・兼城の各間切で八河川などを改修、さらに同七年国頭・西原・浦添・恩納・名護・大宜味の各間切で三九河川などを改修した（毛姓家譜）。

前節でみた名蔵川の改修工事も、同じころ（乾隆五年）に行なわれており、蔡温治下の大規模プロジェクトとして、国内の河川改修が一斉に行なわれたといっている。<sup>12)</sup>

また、八重山士族に関しては、

乾隆八年癸亥、到 王府、杣山法度伝受、従具志頭親方公於于現敷稽古之旨蒙憲令、源河親雲上  
附随山原方巡通、因此「山林真秘之書」一卷頂戴之也

同九年甲子、到 王府川捌・缸掛築之法伝受、因此従保栄茂里之子親雲上「順流之書」蒙一卷、  
雖有御褒美之旨大波之時流失也

という記録がある（建昌姓系図家譜）。

八重山における農業用水の確保は、乾隆三二年（一七五七）に登野城村からの分村が認められた大  
川村の初代与人らへの褒美状取成状（乾隆三七年）にもみえる（松茂姓系図家譜）。それによると、

：比野地川之儀、石垣四ヶ村之田方百かや余之水頭<sup>二</sup>候処、去々年以来川底<sup>江</sup>水漏入、右田方  
水不相保、拾部八程徒ニ捨置及迷惑候処、右之者共存寄を以場所見合溝堀通候故、跡々通惣様  
田作り相成四ヶ村之為相成候：

石垣四か村の田一〇〇カヤ余りの水源であった「比野地川」（ピニズ川）は、二年前以来、川底か  
ら水が漏れて田の用水が不足するようになり、全体の八割が耕作不能になっていた。これを初代与人  
らが場所を選定して溝を通し、以前のようにすべての田の耕作ができるようになったという（史料の  
全体は〔得能二〇〇七 a 二六一〜二六二頁〕参照）。

また、石垣島では、「ふないら水道」という用水路の整備が行なわれた。諸家の家譜や勤書のほか、

活字になったものでは「万書付集」に史料がある（沖縄県立図書館史料編集室一九八九 六四三〜六四四頁）。「ふないら水道」は「ほないら」ともみえ、「毛孫姓家譜」の「ふないら水道」に関する文書（草書体部分）に対する楷書体部分に「思戸嵩下通水道」とあり、於茂登岳の下を通る水道であった。<sup>14)</sup>

「ふないら新明田地」の稲刈收取ノ検者の業務が道光二十七年（一八四七）にみえ、同三〇年（一八五〇）「かんだ水道ふないら田地」の手入方下知筆者のつとめがみえる。その後、咸豊七年（一八五七）九月に水道の整備と田方の「正田」化により、それにかかわった役人らが褒美状を受けている（勤書〈長興姓善盈〉）。この褒美状は前掲の「万書付集」所収文書にもある。

「ふないら水道」の始まりについては、次の咸豊二年（一八六一）の史料に詳しい（勤書〈長興姓善盈〉）。

本文遂披露候処殊勝之儀<sup>二</sup>而、申越通与人兩人何歟願出之砌其御見合被仰付、目差并筆者四人者  
五百日完之勤星被成下候間、其首尾方可被申渡候、以上

西八月

富里親雲上 久手堅親方

八重山島／在番 御使者

頭

口上覚

乍恐申上候、奥原親方様先年当島在番御勤之時ふないら関本よ<sup>里</sup> かんた荒田<sup>江</sup> 水道差通被置候時、右田方作得為試私共事去年石垣四ヶ村百姓等開地下知方係被仰付差越水道見分仕候得共、所々相塞り水順流無之候付、百姓叮嚀引進数日及難儀、右塞り所九百〇拾式尋余水道相〇水令順流田方壹万四千八拾八坪明開させ、各村々配当仕耕方之節々無後下知方を以稻植付・草払・苧収旁每度人夫相携出張相働シ、去々末年<sup>〆</sup>去年迄之出実都合五拾八石三斗八升四合八勺八才有之、各諸上納米致補助、百姓等為益相成、田方<sup>茂</sup>最早正田相成百姓等厚汲受永々最通致作得候故、世上之人々開地之願訴出次第御免被仰付候付、多分之田方明開大粧為筋相成申候、依之申上候<sup>者</sup>御都合之程<sup>茂</sup>如何數奉存候得共、遠所殊更風氣悪數所<sup>二</sup>者候得共、本職懸<sup>而</sup>寒暑を<sup>茂</sup>不願出精相勤置候次第別条之御取分を以何卒此節目差役以下<sup>者</sup>似合之星功、与人役<sup>者</sup>相応之御取持被仰付被下度偏ニ奉願候、此等之趣宜様被仰上被下儀奉頼候、以上

西四月

故黒島仁屋嫡子

若文字

喜久里筑登之

糸数仁屋

同

同

喜友名仁屋

崎山仁屋

新川目差

大浜筑登之親雲上

平得与人



右通係人共出精下知仕候故、百姓等諸上納米之補相成候儀勿論、田方茂最早正田相成所中大粧為筋相成申事御座候間、願通御達被下度奉存候、以上

酉四月

登野城目差

石垣目差

宮良仁屋

知念仁屋

大川目差

宮良仁屋

新川与人

石垣与人

登野城与人

右申出之通係人共出精下知方を以相働候故、大粧諸上納物補助相成殊勝之儀存申候間、与人兩人者似合之御取持被仰付、新川目差大浜筑登之親雲上并筆者四人者五百日完之勤星被成下度奉存候、此段御問合申上候、以上

酉四月

八重山島惣横目

同頭

真謝与人

大浜親雲上

同

同

宮良親雲上

石垣親雲上

同在番筆者

同

外間筑登之親雲上 屋嘉筑登之親雲上

同検見御使者相附 同御使者

永田里之子親雲上 天久親雲上

同在番

浦添里之子親雲上

御物奉行所

奥原親方が八重山島在番のときに、「ふないら関本」から「かんだ荒田」へ水道を通したので、その田を試しに耕作するために「去年」（咸豊八年<sup>15</sup>一八五八）に「石垣四ヶ村百姓等開地下知方係」に任じられて赴いた。水道を見分したところ所々で塞がって「水順流無之」だったので、百姓らを働かせて、水道の塞がっている所九百<sup>16</sup>十二尋の区間を改修して水を「順流」させ、田方一万四〇八八坪を開いた。その田を各村に配当して農事指導をし、咸豊九年から同一〇年に都合五八石三斗八升四合八勺八才を収獲し、「各諸上納米致補助、百姓等為益相成」というもの。以降は、前の咸豊七年文書と同様に、その田が「正田」になったこと、役人らの苦労などがいわれている。

まず、八重山在番の奥原親方はよくわからない。<sup>15</sup>「ふないら関本」は「ふないら」の堰本とみられ、田に水を引き入れるために川を堰き止めた堰をいう（石垣繁二〇〇七 一九六頁）。

「かんだ荒田」は「かんだ」の「荒田」で、そこへ水道を通して水田耕作を試みたといっている。

前掲咸豊七年九月褒美状での同年二月の褒美取成願状によると、それ以前から「ふないら水道并田方」での耕作しており、その「田方」が「かんだ荒田」になったのだろうか、咸豊一一年文書ではあらためて咸豊八年から試みたといっている。

同じ時期の王府派遣検使翁長親方は、「万書付集」所収、咸豊七年一〇月「覚」で、

一、かん田之儀、屹与致田作候様申渡候処、年来荒置地位之程合分り兼候間、相試候而何分申越候筋二候間、早々手を懸、弥為筋相成候ハ、手広致田作、其首尾可申越事

と「かん田」の「田作」を試すよう命じている（沖縄県立図書館史料編集室一九八九 六三六頁）。

また、翌八年九月には、

其島乾田之儀、年来捨置候荒地二地位之程合分り兼候故、当年ハ為試四百かや敷程之内拾五かや敷之分為致開地、先様田位宜模様相見へ候ハ、なさき荒取除候儀者手安有之事二而、余者来年ハ先明開させ、来夏委細之首尾申越候趣有之候処、右田方各相合重而致見分、弥田位宜相見得候ハ、余之荒地茂為致開地、随分出実取増、諸上納物之補相成候様可取計候、左候而開地之坪高并作柄之出実委敷取ノ、来夏其首尾可被申越候、依御差図此段申越候、以上

午九月

嘉手納親雲上

恩河親方

八重山島／在番

御使者方

頭

といっており（同前六八九頁）、この「かん田」「乾田」は、後でみる水が干上がって乾燥した田の意で、「年来荒置」「年来捨置」て「荒地」になっていたのである。<sup>15</sup>「ふないら」関係史料でいえば、そういった「かんた荒田」に、水を引いて再び開いたということになる。

「ふないら」の場所を確定するのは難しいが、咸豊一一年文書では石垣四か村の百姓に耕作させたとあり、咸豊七年褒美取成状次書に署名した村役人の与人・目差は石垣・大川・新川・登野城・平得・真栄里の六か村に及んでいて、広範囲な村々から通耕がなされたとみられる。<sup>17</sup>

用水に関しては、河川の水を汲み上げる水車の技術も持ち込まれた。道光元年（一八二一）の褒美状に、

覚

石垣村耕作筆者

大浜にや

右<sup>者</sup>八重山島之儀、先年津波之時川筋引下田方ニ水可汲入様不能成、太分之田方捨地相成候処、右大浜唐漂着之砌水車之作様習受手本用をも買渡候付、去丑年盛山村役々共依申出、とゝるけ川与申所ニ<sup>而</sup>相試候処水取入候故、所之者共<sup>江</sup>も水車作立相用候付、当分迄田方九千坪余致開地、

往々田方相増申積<sup>二</sup>而永々所中之為筋可相成由自身書付、在番・頭次書を以申越之趣遂披露候処、殊勝之至被思召上候、以来猶以氣を附諸事相嗜候様可被申渡旨御差<sup>二</sup>而候、以上

九月廿日

兼本親雲上

御物奉行

右通被仰付候間、此旨可被申渡候、以上

十月六日

久志親雲上

八重山島／在番

という文書がある（夏林姓系図家譜）。「先年津波」は、五〇年前の乾隆三六年（一七七一）明和津波のことで、おそらく津波の原因となった地震によって川底が下がってしまい、田の用水を汲み上げることができなくなっただけではない。たまたま中国に漂着した大浜仁屋が水車の作り方を習って、教科書まで持ち帰り、石垣島東海岸盛山村の轟川で試したところ成功し、やがて水車の技術が広まって、全体で九〇〇〇坪の田を開くことができたという。

以上のような積極的な用水確保の営為とは別に、八重山の田には水を捨てない、貯えておくということがなされた。

「与世山農務帳」①—⑤では、田の畔を広く作るよう指導する。その理由は、田に水を溜めておくことは重要なので、そのために畔を広くするという。そして、田を捨てる（整地する）ときに、

畔草を切つて畔を狭くしないようにと注意する（『蔡温農務帳①—10・富川農務帳①—7』。道光二年（一八四一）大宜味間切「耕作下知方并諸物作節附帳」でも、

一、田拵之時畦之草鎌を以可苧取候、畝を以割落候義、堅禁止之事

と同じことをいっている（沖繩県立図書館史料編集室一九八九 一五一頁）。

八重山の「農業之次第」（新城一九八三b）は、水田について、

一、稻刈候而あふし草かり捨あつき仕候、あふしぬり立置、雨ふり次第水高こめ置申候、九月冬之節入候ハ、あふし切ぬりいたし候而能候、十一月の時分より下の田を可罷通、鼠穴ふり置候ハ、あほしのめふりあけなにてふさき可申候

といつており（仲地ほか一九八三 二二二頁）、水田は収穫のちに、「あふし（畔）草」を刈つて、畔を塗り、降雨があれば水を田に込めておくという。それは九月の冬の節に入ってからというのだが、田植えは「十二月を正月迄植付稻」といわれるので（与世山農務帳②—3 五月中の項）、その準備である。鼠の穴に注意するようだが、雨も「ふり」（降り）、穴も「ふり」（掘り）と表記されている。稻刈りのあとは、「与世山農務帳」（②—23〈四四八頁〉）で、

一、稻刈跡魚鰻取杯畔切損候ハ、旱差当候節可耕様難成、時節取失可申候間、右之仕形堅可差留事

といつており、「魚鰻」を獲るために「畔切損」じれば、旱魃のときに耕すことができずに、その時

節を失するので、「畔切損」を禁じているが、田での漁撈という興味深い事例を示す。<sup>18)</sup>

右の条文であれば、稲刈りのときに水が抜かれていないようだ。そして、稲刈りののちに行なわれる「魚鰻取」が、「註18」でみたようなクモリカチであるならば、そのときになって水を落としたと読むことができる。その西表島祖納でも、稲刈りの直前になって田の水を落とすため、稲刈りのときは「田は乾燥しておらずぬかるんでいる。膝下程度の浅い田では人が担いで稲を畦まで運んだが、それより深い田ではフモリ（田舟）を用いて稲刈りした」という（安室一九九四→一九九八 一一三頁）。

「八重山蔵元絵師画稿集」（石垣市立八重山博物館一九九三）の稲刈りの図（四一頁）でも、田に入れた足の周囲に丸い輪が描かれていて、水があるか、あるいはぬかるみを表現している。そのような状態で収穫された稲は、当然のように濡れているのだが、右の図では稲束をそのまま馬に負わせて、運ぼうとしている。「慶来慶田城由来記」（一二頁）でも「往古ハ稲刈取、前泊・西泊積越候得<sub>者</sub>、女とも賦合<sub>二</sub>稲干拵」というように、船で運び帰ってから干している。

このように八重山では、「基本的に稲の有無にかかわらず田はいつも水が入った状態にして」おいだ。用水の豊かな西表島祖納でも、田から水がなくなると「田が乾燥して割れてしまうことが多かった。そうした田は人力に頼るキーパイ（木鍬）では田打ちをすることができず、バナリにある牧場の牛を使ってウシシケと呼ぶ蹄耕を行った」、また「水が田からすっきり抜けている」と「雑草がはびこり、後の手入れが大変」となるというのが、田に水を貯えておく理由という（安室一九九四→一九

九八 一二二〜一二三頁)。前にみた「かんた」「乾田」は、この状態の田をいつているのだろう。

祖納は、仲良川・浦内川といった河川によって「水には恵まれていたため、祖納には水利組織が見当たらない。水利の単位はあくまで個人である。個人レベルで自由に水の使用ができた。ただし、稲作作業はその多くがユイマールによる共同作業で行われていたため、目に見えるかたちで水利秩序を作らなくても、結果的には水利に関するゆるやかな相互規制の中に祖納の人々は置かれていたといえる」という(同前一二二頁)。

石垣島新川で水田を営んでいた老人(二〇〇〇年七〇歳代)から、稲刈りのときに田に水はあり、水利慣行はなく、戦後も水田の水を守るために鍬(武器)を持って畦に座って番をしていたという話を聞いて、驚いたことがある。

ところで、近世八重山における田の種類には、「諸村農業之次第」にみるように、水田・天水田・苗代田があった。水田は用水の確保できる田であるが、天水田は雨水に頼る田である。蔡温「農務帳」(②-②)では、

一、御当国之儀、大方天水田ニ候得<sup>者</sup>、兼<sup>而</sup>致其覚悟、依所水塘共堀宜所<sup>者</sup>其通仕、其難可凌手  
当仕、尤稻蒔仕廻候ハ、早速畦を固メ水持留候様ニ可致事

と、稲刈りのちすぐに畦を固めて水を保つといている。これと同じことをいっている「富川農務帳」(②-26〈四六五頁〉)は、



一、天水田之儀兼而其致覚悟、依所水塘共堀調、且稻刈仕廻候ハ、早速畦相堅、水取留方可入念事

とわかりやすい。ただ、「与世山農務帳」(②—21〈四四八頁〉)は、前のふたつの農務帳と同じような所に配置されていて、

一、天水田之儀ハ、兼而牛ニ而鋤仕置、日ニ晒、雨降次第水貯置、稻植付候事

と簡単だが、牛による耕起をいつている。いずれにしても「水塘」を掘ったり、畦を固めるなどして、水を溜める努力がいられている。<sup>19)</sup>

なお、王府田地奉行は、乾隆二年(一七三七)「田地奉行規模帳」で、用水の有無によって田を畑に、畑を田にしてもよいと、次のようにいつている(沖縄県立図書館史料編集室一九八九 一三三—一三四頁)。

一、御検地内田之内水持兼而田作不能成畠數ニ召成置候所ハ、仮令其一ヶ村田方本高並增高ニ引入候トモ、其段ハ不及是非儀候間、左様成所ハ弥畠方ニ召成、且又畠方之内水付ニ而畠付難成田ニ召成置候所モ右同断候間、是又田方ニ召成可申事

かなりいい加減な印象を受けるのだが、嘉慶一四年(一八〇九)「田地奉行規模帳」(同前一四四頁)では、

一、田ヨリ畠作召成候儀堅召留、尤畠方水付之所堀田取仕立候儀ハ御吟味次第御免被仰付候事

と、さすがに田を畑にするのには厳しく、畑を田にするのは寛容なようだ。

明治二八年の事例だが、石垣島白保村の米作景況が、次のようにいわれている（必要書類集）。

作稻開花ノ景況

当村人民等本年度植付ノ稻ハ、一月中旬比ヨリ二月下旬ニ至リ終結ス、則チ前年ニ比シ十五日程期節早カリキ、去リ乍ラ植付以來早魃ノ為メ天水田ハ水全ク涸レタルヲ以テ、稻多ハ枯槁ノ体ニテ、其葉黄褐色ニ変シ、水田ハ水量全ク涸レタルトニハアラネトモ、其成長ノ形勢亦拙劣ナリキ、然ルニ幸ヒ四月下旬比ヨリ折々降雨アリシニ依リ、天水田モ漸ク水ヲ受ケ、水田ハ水量ヲ増シ、從テ各田共成長漸々宜ク、水田ハ稻穂出揃ヒ、天水田ハ早魃悩マセラル、コト甚シカリシ故、十本植付ノモノハ漸ク二三本乃至五本計生長シ、余ノ若干本ハ枯朽シテ穂出モ漸ク拾分ノ一位ナリ、加之開花ノ折北風烈シキ為メ拾分ノ三程空穂ナリ、目下ノ景況ニ依レハ、例年ニ比シ中作ニハ及ハサレトモ、下作ニハ至ラサル見込ナリ

右報告候也

明治廿八年六月五日

白保村詰目差ノ野里為副

全与人  
ノ宮良当整

八重山島蔵元御中

この年田植えは前年に比して一五日ほど早かったが、早魃のため天水田はまったく水が涸れたため、

多くは「枯槁ノ体」になって葉は黄褐色になった。水田はまったく潤れることはなかったが、成長が遅かった。四月下旬から降雨があったので、まずまずの成長をしているという。それでも「天水田ハ早魃悩マセラル、コト甚シカリシ」といい、穂出は一〇分の一、開花期に北風が吹いたため、さらに一〇分の三は「空穂」という。こういった状況でも、水田と合わせれば、例年比では中作にはならないが下作ではないという状況であった（竹富町史編集委員会ほか二〇〇二 二一五～二一七頁）。

天水田の稲作の厳しさを表わしている史料だが、報告している六月五日は、やがて稲刈りの時期になり、そうすればすぐに豊年祭である。

### おわりに

近世の史料上にみえる田畑の「水損」は、大雨による土壌の浸食・流出であった。王府も、この「水損」に対処する方法を細かく指導しており、八重山における現実的で重大な「水損」は土壌の浸食と流出であった。近世八重山の農地に関しては、基本的には土を流さないという努力がなされてきたということが出来る。

これに対して、史料上でいわれる「河川の水損」があり、やはり過剰な水量が原因になるが、王府は河川管理ができていれば生じない災害としている。同じく過剰な水量によって生じる田畑冠水の被

害を、一般的には「水損」とは記さなかったようだ。もちろん、現実に冠水による作物損はあり、乾隆三六年（一七七二）明和津波の際には、土壌流出と同時にふたつの水害を被っている。

先のような大雨による被害がありながら、直接・間接に雨水に依存する農業用水が必要不可欠なものであるのはいうまでもなく、近世八重山においては河川改修によって農業用水の安定的な確保もくろまれた。さらに、用水路を整備して確保したり、川からの揚水を可能にする水車の技術も導入された。

また、水田から水を抜かずに、溜めておいた。それは田が干上がってしまうのを避けるためであり、王府もそのように指導をし、当然ながら田の用水確保は重要な案件となっていた。とくに用水を田に降る雨水に頼っていた天水田が存在し、旱魃の被害がひどかった。

旱魃が恐れられたのは、農業用水のみならず飲料水がなくなるからである。明治後期の小離島についての新聞記事で、「竹富島、黒島、新城島、鳩間島は共に八重山列島に属する小島にして：大雨に逢へば表土流失し」とあり、続いてそれらの島は「井戸を掘れば塩水を出し到底飲料に供すべくもあらず。世人此等の島を称して無水島と云ふ：飲料水は全く尽き果て、四、五海里或は七、八海里の海波を越えて遠く西表島若くは石垣島に之を需め」といっている（石垣市役所一九八三 二四五頁）。八重山では、信仰的な祈願はもとより民話・民謡でも、天候に関しては晴天よりも降雨を望む内容のものが多く、旱魃が続くと洪水になってもよいから雨を降らせてほしいという極端な願いもいって

いる（得能二〇〇〇 七―一〇頁）。王府の発想では、耕地については、「農務帳」に基づいて溝などを整備しておけば、多少の大雨や洪水にも備えることができるということになる。

近世八重山の農業は、耕地の水損と水利という基本的な部分において、百姓に多大な労力を求めたのである。その原因となる大雨と干魃は人命にも大きな影響を与えたのだが、その被害を耕地に限ってみれば、八重山の風土は農業に適したものとはいいたい。

【註】

(1) 生業と上納のための労働について（得能二〇〇七c）で考えを提示した。また、近世八重山社会を分業していない＝専門化できない社会であることを、「非分業社会の生業論―近世八重山の民衆生活史―」で考察した（沖縄学研究所研究発表会 二〇〇八年七月五日）。

(2) 『農耕・景観・災害』は二〇〇三年の刊行だが、筆者は拝読する機会がなかった。その間、同書を参照すべき論文を公表している。二〇〇七年一月『近世八重山の民衆生活史』（得能二〇〇七a）、二〇〇七年三月「史料にみる八重山の疾病」（得能二〇〇七b）などである。なお、八重山を含む琉球・沖縄の農耕文化の研究史は、賀納章雄氏『南島の畑作文化』の序論中「南島の農耕文化研究」に詳しい（賀納二〇〇七 六―二六頁）。

(3) 蔡温「農務帳」については、比嘉武吉氏の『農務帳を読む』がある。氏は元県農業試験場技師であり、現

実に即した解説をされている（比嘉一九九七）。また、「農務帳」の文言の解説は、「仲地ほか一九八三」で新城敏男氏が担当された「八重山島農務帳」（一一五～一六八頁）の語註におうところが大きい。小稿では、史料番号を、農務帳の第一条（Ⅱ①）「地面格護之事」の各項を①―1・2・3…、第二条（Ⅱ②）「農事手入之事」の各項を②―1・2・3…と表記した。

(4) 「与世山農務帳」①―1は、蔡温「農務帳」①―2を受けたもの。後者に、

一、溝構いふ返し致大形候ハ、田島致水損、地位も漸々薄相成、衰微之基可成立候間可入念候、田島仕付方之儀、去巳年別冊記置候通り可相勤事

とあり、「水損」は土壌の浸食と流出である。

(5) 「富川農務帳」①―2は蔡温「農務帳」①―3と同じものである。蔡温「農務帳」の出典（沖縄県立図書館史料編集室一九八九 一二五頁）では「坂森」とするが、「坂成」の誤り。なお、「与世山農務帳」①―1と①―2の間に追加された「富川農務帳」の残りの一項（①―3）は、「山野」の境界を明確にしないと、徐々に開墾されて、薪や家の建築用の「かや・すゝき」の採取にも難儀するようになるという（Ⅱ蔡温農務帳①―4）。

(6) 王府の「田地奉行規模帳」（乾隆二年）に、

一、諸間切島卜田之地境ニ草内無之ニ付、田ニ土流落双方為不罷成候間、此度草内定法三尺ニ相究竿  
廻ニ召成、双方地主格護ニ可申渡事

とあり（沖繩県立図書館史料編集室一九八九 一三三頁）、田と畑の境に草を植えて田に畠の土が流入しないようにいう。同様の例が渡名喜島もある（後掲文書b参照）。この文書を含む、年末詳（乾隆九年カ）の王府から渡名喜島在番らへの「覚」などに、小稿とのかかわりのある条文が散見される（那覇市市民文化部歴史資料室二〇〇四 三六四～三六六頁）。参考のために抜粋しておく。

## 覚

a 一、蘇鉄植様之儀、所々相賦植付置候故、坂成之所ハ風雨之節土洗流、漸々薄地ニ罷成可申候間、土留之様ニ一並ニ土不流様ニ繁植付、来年中限ニ首尾可申出事（後略）

## 覚（中略）

b 一、田与畠と之境、草内置無之故田ニ土流落、双方之為不能成候付、畠地之内ハ草内三尺相除竿入置候間、来十月中限作職召留、一並ニ蘇鉄植付致格護、破損有之節ハ早速修補相調、双方より少も聊爾之儀無之様堅可申渡置候、左候<sup>而</sup>作職召留候段ハ、来十二月中限首尾可申出事

c 一、平地田之畔平地ハ壹尺壇上り迄ハ畔□□□（広サ壹）尺、且貳尺之壇上りハ畔広サ壹尺五寸、且三尺ハ四尺迄之所ハ畔広サ貳尺相定候、其上之壇上りハ見合次第立札記置候間、其通相直シ、来十月中限首尾可申出事

d 一、坂成之場ニ有之候畠數并一竿之内壇上り之所、土不流様土留差通不申ハ不叶候故、其通竿入帳ニ相記置候間、竿入帳之通土留毎蘇鉄植付、来十月中限首尾可申出事

e 一、溝之儀竿入帳之通相並、来十月中限首尾可申出事

(中略)

f 一、田畠ニ相係り差通置候小川原之儀、川面三尺五寸ツ、相除竿入置候、依場所ニ水損可仕場ハ、

其上ニも相広立札ニ記置候間、作物取収次第則々川面ニ召成、当年中限首尾可申出候、川面破損有之候節者、則々修甫可申付事

g 一、田畠ニ相係差通置候溝之儀、水力之強弱□□(見合カ)溝程相究、立札ニ記置候間委細帳ニ記置、水損有之節ハ修甫可申付事

(中略)

h 一、田畠ニ相係差通候溝之儀、風雨之砌土引取、又ハ壇上ノ水突落洗込置候所も有之候間、以後風雨之後作場罷通遂見分、相損候所ハ早速修甫可仕候、当分相損置候所ハ地頭代・耕作当差通、見分之上修甫仕、当年中限ニ首尾可申出事

i 一、当島きなわ畠之儀、坂成之所多有之、風雨之節土流落テ急度薄地相成可申所も有之候間、右者(之カ)場所ハ土留繁殖付可申之処、其儀なく弁々差置候儀不宜候間、来年中限ニ蘇鉄并す、きにて土不流様、場所次第土留□□植付させ首尾可申出事

(7)「壇」は平地から田の高さをいう場合がある。渡名喜島の例は註6文書c、久米島の例は「久米仲里間切諸村公事帳」(a)にみえる(以下、久米仲里間切の公事帳の関連項目を掲載しておく)。



道光一一年（一八三一）「久米仲里間切諸村公事帳」

a 一、田之あふし広構候儀ハ水損無之、専水取留肝要成儀候間、平地田畦并平地ノ壹尺之壇上り迄之所ハ畦広壹尺五寸、三尺ノ四尺迄之所ハ畦広サ式尺相立候御法ニ候、乍然依場所御法畦程ニ而ハ不相保所ハ畦坪相除置候所<sup>成</sup>有之候間、條（修）甫等いたし候砌<sup>者</sup>、在番・地頭代・惣耕作当引合之上竿入帳見合可致條（修）甫事

b 一、田拵之砌畝草<sup>二</sup>而<sup>一</sup>不切落刈取、且稻刈取次第御法之畦幅<sup>者</sup>堅水相保候様致下知候

（中略）

c 一、坂森（成）谷合之所ハ雨毎土引流、自然<sup>与</sup>溝相成左右之地方欠地相成積候間、右体之所ハはせを・あたん植付致土留候様ニ可致下知事

d 一、坂森（成）剥付致明地候得<sup>者</sup>悪土流落田畠之為不能成候間、右之仕形堅可差留事

（沖縄県立図書館史料編集室一九九一 五五八頁）

（8）蔡温「農務帳」の内容に「小規模開発と徹底した土壌流出防止対策により、農地は守られ食糧確保の目的が達成されたと考えられる」という指摘があり、さらに、

農務帳と現在を比べて、大きな相違の一つに農地の構造が挙げられる。本土復帰後から1980年代にかけての土地改良事業による農地造成は、全国一律の設計基準でなされた。畑面に勾配がつけられ、機械化のため一辺が長い農地に造られた。あぜは姿を消し、排水溝より高く畑面が盛られ、土壌が流出

しやすい構造となった。また、排水設備も沖繩の集中的な降雨が考慮されず容量が小さいため、土壌浸食を増長している。現在では、このような農地構造を再改良する公共事業が進められている。

という（大見謝・比嘉二〇〇二 二四頁）。八重山の現在より少し前の水田の風景では、細かく分かれた田と、土地改良による広い田が並んでいた（松島二〇〇八 七五頁下段）。

(9) きわめて高い水田率であった西表島祖納での水田漁撈に関する〔安室一九九四〕の記述に、「川が増水して田が冠水する」「大雨が降って田が冠水した」とくに仲良川や浦内川といった大川に沿ってある低湿な田では、冠水した田」などとある。しかし、冠水による農業上での被害はいわれていない。

(10) この条文は、同治一三年「富川親方八重山島蔵元公事帳」(No.176)にもみえる。河川修補の費用などについては、乾隆三五年（一七七〇）に八重山の与人・目差らがまとめ、在番や頭らが認めた「諸村所役公事帳」にも、

一、諸村川原條（修）甫之時者、御模帳之通構之杣山主取・村役人・筆者出合修甫入目相考、惣取<sub>座</sub>座<sub>五</sub>差出御印紙を以夫人可掃（扠）出事

とある（沖繩県立図書館史料編集室一九九一 一三三五頁）。また、田の請溝・捨溝に村が管理する部分があったようだが、

一、村々構之請溝・捨溝條（修）甫旁之儀、構之田主共二<sub>而</sub>仕所役掃（扠）不及候事

附、耕作筆者罷出、田地多少致割符相働せ首尾可申出也

といつて、「田主」に耕作する「田地多少」に応じて働かせている（同前二三三頁）。

(11) 黒島から桃里の地への通耕について、八重山側から王府への新村設立を要請する文書では「島作」をしていたといっている（参遺状抜書 No.82）。

(12) 野村里之子親雲上の経歴と八重山の状況、および野村による八重山での規模帳等の整備については、〔得能二〇〇四〕参照。

(13) 変体仮名のもとと文字を「不」と読むか「本」と読むか、あるいは、類推表記によってどちらに揺れが生じてもおかしくない。

(14) 水道は方言でシードーといい、石垣島ではフナーシードーがシードーと通称されてよく知られる。フナーシードーは、於茂登岳から下ってきて石垣四か字集落の北方で低地になっている部分を流れるもので、大きな流れの水道の意だが、大量の雨水や湧水を集めて、字平得の北方から四か字北方を西流し、字新川で海に注ぐ。現在は新川とも呼ばれ、豪雨のあとは赤土で真っ赤に染まった水が流れ、河口部にはその堆積とみられる州のような陸地も形成されている（二〇〇八年三月現在）。海に出てしまった「いふ」である。

(15) 親方位の人物が在番になることはないので、在番勤務ののち文書の咸豊一年には親方位になっていたのかもしれない。もしそうならば、在番のときと名が異なる可能性があるもので、「御使者在番記」での確認はできない。

(16) ただ、後者で「余之荒地」といっているのが、「乾田」の「荒地」と、そのほかの「荒地」という意であれ

ば、「乾田」は固有の地名である可能性もある。「乾田」の「荒地」のうち、今回開いた「荒地」と、そのほかの「荒地」ともとれる。後者であれば、近世の琉球・八重山の耕地で常に問題とされる「荒欠地」「荒田」のひとつの形態ということができる。ただし、註17参照。

(17) 註16のように「乾田」＝「かんた」が固有の地名であれば、確定的ではないが「ふないら」「かんた」という地名は、名蔵にみえる。名蔵川の中流域付近をブネーラカーラといい（石垣市役所総務部市史編集室一九八九 六三頁）、名蔵川の河口部近くにカンダという田がある（石垣市史編集委員会一九九四 四四〇・九九五頁）。名蔵は石垣島でも有数の穀倉地帯で、時期は未詳だが、名蔵にある「水田の耕作者は地元名蔵の居住者と、四カ字の農民が主で、ほかには、字平得（ピイサイ）方面の人たちも加わっているようである」といわれる（同前九五頁）。名蔵かどうかという判断はともかく、「ふないら水道」が石垣四か村や平得・真栄里の耕地に影響を与えるというより（得能二〇〇七a 一八〇頁）、この六か村の百姓が（村域を超えて）耕作する田に影響を与えといった方が正しいのかもしれない。

(18) 「与世山農務帳」②―23は、蔡温「農務帳」②―3・「富川農務帳」②―28（四六五頁）も同文。安室知氏は、この漁撈を西表島祖納でみられた水田のクモリカチとし、「公の指導としては畦を壊す原因となる魚を取ることを戒めているが、実際そこに暮らす民の論理では、聞き取り調査でも明らかのように、クモリカチ後の処置をしつかりとして田を乾燥させることがないようにすればよいというものである」という（安室一九九四―一九九八 一四四―一四五頁）。以上は、（得能二〇〇七c）も参照。なお、一八世紀半ば

の西表島仲間村では、病氣の父親のために「田圃に往き、父の嗜む所の田蟹及び時物の果物等を見得れば、即ち星夜携へ回りにて之を進む」として、褒美を受けた国吉という人の話がある（球陽No.1193 一七五八年）。風景としては、石垣島名蔵のものだが、水田の横に小堀がある（松島二〇〇八 一九四頁下段の写真参照）。なお、今婦仁間切の咸豊一一年（一八六一）「農事御取締帳写」には、「一、田方稲植付・苧取不申内、田おなじ（註・田蟹）并其外魚類取ニ田内<sub>江</sub>踏入段々差障候儀共有之不宜候間、向後一切差留候様、自然相背候者男<sub>者</sub> 老<sub>者</sub>人ニ付鞭拾ツ完、女<sub>者</sub> 老<sub>者</sub>人ニ付手拾ツ完科鞭被仰付度ノ一、稲苧取後ニ<sub>而</sub>も右取得方ニ付あふし（註・畦） 抔相破候者<sub>者</sub> 見当次第右同断科鞭被仰付度」とある（沖縄県立図書館史料編集室一九八九一六〇頁）。

(19) 沖縄本島越来間切の例では、「伝氏家譜仕次」所収文書年末詳文書に、

… 田方之儀、宇久田・太工廻式ヶ村外<sub>者</sub> 都<sub>而</sub> 天水田故、雨遠相成候時<sub>者</sub> 水保兼、百姓甚及難儀候処、下知役兩人気寄を以芒種之節田之前元築立水潤沢ニ汲置させ、且六月土<sub>□</sub>用之節、里田すはん田之外、牛稻（踏カ）打拵等為致候故水取留、早之節々<sub>茂</sub> 稲作不差支、年々百姓共難儀相軽<sub>レ</sub>候上、取実<sub>茂</sub> 格別相増太粧為筋相成…

とある（那覇市市民文化部歴史資料室二〇〇四 三一七頁）。また、渡名喜島の例では、乾隆九年御物奉行から渡名喜島在番らへの文書に、

一、渡名喜島之儀、天水田<sub>□</sub>シテ有之候処、水留之働無之候<sub>□□</sub>之稲致不出来積ニ候、向後稲苧仕廻

候ハ、早々田之前元打候<sup>而</sup>、雨降候ハ、少出□□蹈ミ水保候様可入念候、此中ハ田式度打之由候得共、四五度も打候方ニ可然□□、弥其試いたし相応候ハ、五六度も打候<sup>而</sup>苗可植付事

とある(同前三六八頁)。

【史料典一覽】

※ここにない八重山家譜は、石垣市立博物館等での調査による。

大波之時各村之形行書↓石垣市総務部市史編集室一九九八b

御手形写拔書↓石垣市総務部市史編集室一九九八a

翁長親方八重山島規模帳↓石垣市総務部市史編集室一九九四

翁長親方八重山島蔵元公事帳↓石垣市総務部市史編集室一九九三

恩納間切締向条々↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

球陽：球陽研究会編『球陽 読み下し編』角川書店 一九七四

久米仲里間切諸村公事帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九九一

慶来慶田城由来記↓石垣市総務部市史編集室一九九一

耕作下知方并諸物作節附帳↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

御使者在番記↓沖縄県沖繩史料編集所一九八一

蔡温農務帳Ⅱ農務帳(蔡温)↓沖縄県立図書館史料編集室一九八九

参道状拔書↓石垣市総務部市史編集室一九九五

- 諸村所役公事帳↓沖繩県立図書館史料編集室一九九一  
長興姓世系図∴豊川家文書  
勤書〈長興姓善盈〉∴豊川家文書  
田地奉行規模帳↓沖繩県立図書館史料編集室一九八九  
富川親方八重山島蔵元公事帳↓石垣市総務部市史編集室一九九三  
富川農務帳∥富川親方八重山島農務帳↓沖繩県立図書館史料編集室一九八九  
農業之次第↓仲地ほか一九八三  
農事御取締帳写↓沖繩県立図書館史料編集室一九八九  
農務帳（蔡温）↓沖繩県立図書館史料編集室一九八九  
必要書類集↓竹富町史編集委員会ほか二〇〇二  
北木山風水記↓花山一九六四  
毛姓家譜∴那覇市企画部市史編集室編・刊『那覇市史 家譜資料三 首里系』一九八二  
八重山島年来記↓石垣市総務部市史編集室一九九九  
八重山島農務帳↓仲地ほか一九八三  
万書付集↓沖繩県立図書館史料編集室一九八九  
与世山農務帳∥与世山親方八重山島農務帳↓沖繩県立図書館史料編集室一九八九

【参考文献一覧】

安室 知

- 一九九四 「西表島の水田漁撈―水田の潜在力に関する一研究―」（農耕文化研究振興会『農業の技術と文化』17 一九九四年、のち渡部忠世（監修）『琉球弧の農耕文化／農耕の世界、その技術と文化』V 大明堂 一九九八年）

一九九八 『水田をめぐる民俗学的研究―日本稲作の展開と構造―』慶友社 一九九八年  
新城敏男

- 一九八三a 「八重山農務帳」翻刻・校注↓仲地ほか一九八三  
一九八三b 「農業之次第」翻刻↓仲地ほか一九八三  
安溪遊地（編著）

二〇〇七 『西表島の農耕文化―海上の道の発見―』法政大学出版局 二〇〇七年  
石垣 繁

二〇〇七 「年中行事」（↓石垣市史編集委員会二〇〇七）  
石垣市史編集委員会（編）

二〇〇七 『石垣市史 各論編 民俗下』石垣市刊 二〇〇七年  
石垣市総務部市史編集室（編）



- 一九九一 『石垣市史叢書1 慶米慶田城由来記 富川親方八重山島諸締帳』石垣市役所刊 一九九一年
- 一九九三 『石垣市史叢書5 翁長親方・富川親方、両八重山島蔵元公事帳』石垣市役所刊 一九九三年
- 一九九四 『石垣市史叢書7 翁長親方八重山島規模帳』石垣市役所刊 一九九四年
- 一九九五 『石垣市史叢書8・9 参遣状拔書』石垣市刊 一九九五年
- 一九九八 a 『石垣市史叢書11 御手形写拔書』石垣市刊 一九九八年
- 一九九八 b 『石垣市史叢書12 大波之時各村之形行書・大波寄揚候次第』石垣市刊 一九九八年
- 一九九九 『石垣市史叢書13 八重山島年来記』石垣市刊 一九九九年
- 石垣市役所(編・刊)
- 一九八三 『石垣市史 資料編近代4 新聞集成I』一九八三年
- 石垣市役所総務部市史編集室(編・刊)
- 一九八九 『いしがきの地名(1)』石垣市史研究資料1 一九八九年
- 石垣市立八重山博物館(編・刊)
- 一九九三 『八重山蔵元絵師画稿集』一九九三年
- 植松明石
- 一九七四 「新城島の畑作」(東京・八重山文化研究会『八重山文化』第2号 一九七四年)
- 大見謝辰男・比嘉榮三郎

二〇〇二 「ハード技術を活かすソフト技能〜赤土流出防止対策〜」（沖縄建設弘済会『しまたてい』No.21

二〇〇二年）

沖縄県沖縄史料編集所（編）

一九八一 『沖縄県史料 前近代1 首里王付仕置』沖縄県教育委員会刊 一九八一年

沖縄県立図書館史料編集室（編）

一九八九 『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会刊 一九八九年

一九九一 『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』沖縄県教育委員会刊 一九九一年

賀納章雄

二〇〇七 『南島の畑作文化―畑作穀類栽培の伝統と現在―』海風社 二〇〇七年

喜舎場永珣

一九七五 『新訂増補 八重山歴史』国書刊行会 一九七五年

黒島為一

一九九五 『《史料紹介》『諸村農業之次第（仮題）』』『石垣市立八重山博物館紀要』第13号 一九九五年）

小林 茂

二〇〇三 『農耕・景観・災害―琉球列島の環境史―』第一書房 二〇〇三年

財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室（編）

二〇〇五 『沖繩県史 各論編4 近世』沖繩県教育委員会 二〇〇五年  
竹富町史編集委員会・町史編集室(編)

二〇〇二 『竹富町史 第十卷資料編 近代2』竹富町役場刊 二〇〇二年(一部訂正した)  
得能壽美

二〇〇〇 「自然災害略史―伝承に見る八重山の自然災害と生活―」(財団法人亜熱帯総合研究所『亜熱帯研究の総合的推進のための研究可能性の調査―沖繩における災害リスクとその対応力に関する基礎調査―』二〇〇〇年)

二〇〇四 「王府布達文書成立過程の研究―乾隆13～15年の在番野村親雲上『組立』文書―」(八重山歴史研究会『八重山歴史研究会会報』第14号・第15号 二〇〇四年)

二〇〇七 a 『近世八重山の民衆生活史―石西礁湖をめぐる海と島々のネットワーク―』榕樹書林 二〇〇七年

二〇〇七 b 「史料にみる八重山の疾病」(↓石垣市史編集委員会二〇〇七)

二〇〇七 c 「公の作物、私の食物―カマイサミットにふれて―」(「八重山毎日新聞」二〇〇七年二月二八・二九日)

仲地哲夫・福仲憲・新城敏男・島尻勝太郎・原口虎雄・野口逸三郎・飯沼二郎・岡光夫・山田龍雄(校注・執筆)

(筆)

一九八三 『日本農書全集34』農山漁村文化協会刊 一九八三年  
中鉢良護

二〇〇五 「琉球列島の畑作農耕文化―宮古・八重山の『伝統的』畑作様式の成立―」(↓財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室二〇〇五)

那覇市市民文化部歴史資料室(編)

二〇〇四 『那覇市史 資料篇第1巻12 近世資料補遺・雑纂』那覇市役所刊 二〇〇四年  
花山孫位

一九六四 『北木山風水記』複製本 一九六四年  
比嘉武吉

一九九七 『農務帳を読む』自家出版 発売元・緑林堂書店 一九九七年  
松島昭司

二〇〇八 『ふるさと点描 写真集VOL.1』自家出版 二〇〇八年  
増田昭子

二〇〇一 『雑穀の社会史』吉川弘文館 二〇〇一年  
渡部忠世・生田滋(編著)

一九八四 『南島の稲作文化―与那国島を中心に―』法政大学出版局 一九八四年